

第1章 戦後日本における農民階層の変動

著者	田中 学
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア 経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
シリーズタイトル	研究双書
シリーズ番号	431
雑誌名	東南アジア農村階層の変動
ページ	3-42
発行年	1993
出版者	アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00013270

東南アジア農村階層の変動

第1章

戦後日本における農民階層の変動

はじめに

「農民階層の変動」というタイトルに奇異な印象を受け、あるいは違和感を抱かれるむきが少ないかもしれない。というのは、この領域の研究はわが国の学界では通常、「農民層分解論」と称されてきたからである。しかも、それは農業問題研究の分野では非常に重要な位置を占めてきた⁽¹⁾。

あらためていうまでもないことであるが、「農民層分解論」の第1の含意は中世封建制社会から近代資本主義社会への移行に際して、封建的・共同体的生産関係が解体するにつれて農民層が分解し、最終的には資本家と賃金労働者という2大階級に編成されていく過程から出発していた⁽²⁾。しかし、こうした資本の原始的蓄積過程で農民層があらかた分解しつくした歴史的事例は、イギリスを除けばほとんどみられなかったといつてよいであろう。

ドイツ、フランス、日本などの後発資本主義国では、資本主義化が始まり、産業資本が一応の確立をみたのちでも大量の農民層が小商品生産者の階層として滞留したことは周知のとおりである。また、今日いうところの発展途上国の大部分においては、資本主義世界体制からのさまざまな影響を直接、間接に受けながらも、多くの農民が旧来の慣習のもとで農業を営んできた⁽³⁾。

そこで、実際の農民層分解論の研究はもっぱら資本主義社会(主として後発資本主義国)の内部に滞留している農民層の動向を対象として行われてきた。とはいえ、そこでの理論的枠組みは基本的に、第1の含意の延長ともいうべ

き両極分解論——農民層はいずれは前述した2大階級へと分解していくという大前提——であった。この理論的枠組みに固執するかぎり、農民層分解論の課題は2大階級への分解がどのような形態と速度で進みつつあるかを検証することにつきるといえる。

しかしながら、たとえばヨーロッパにおいても19世紀末頃から中規模経営層が増大するなど、両極分解論の枠組みに収まらないような現象が現れ、わが国でも第1次世界大戦の頃から類似した現象がみられた。こまかな経緯は省略するが、わが国ではこれが中農標準化論として理論化された⁴⁾。

すなわち、両極分解論が大規模（資本家的）農業経営の小・零細経営に対する優位を大前提として、前者による後者の駆逐を想定したのに対して、中農標準化論はそうした資本家的経営の優位性の喪失を主張する。独占資本の支配体制が確立すると、一般に工業部門に対して農業部門は不利な条件下におかれ、利潤を得られないような資本は農業部門から撤退していくことになる。他方、家族農業経営の場合には利潤を獲得できなくても、家族労働報酬が実現できれば経営は存続しうる。もちろん、その家族労働報酬で家計が維持できるだけの規模は必要であるから、そうした小農経営のなかでは、家族労働力を十分に燃焼できるだけの規模を有する階層が相対的には最も優位に立つことになる。

前述した中規模経営層の増大傾向は、そのような相対的に優位な経営階層への集中傾向に他ならない、というのが中農標準化論の骨子である。

戦後日本の農民層分解に関する研究は、多様なバリエーションをもつけれども、基本的には両極分解論と中農標準化論のいずれかをベースとして行われてきたといつてよいであろう。両者はたしかに、基本的に対立する見解ではあるが、農民層内部の階層間移動、具体的にはもっぱら経営規模の変動に焦点を当て、その動向を「農民層分解論」に照らしあわせて検証するという点では共通していた。すなわち、農民層分解論という同じ土俵のなかで、そうした変動が両極分解的であるか、あるいは中農標準化論により適合的であるかをめぐっての論争がなされてきた。

しかし問題は、戦後日本の農民階層の変動ないし変質をこうした経営規模の変動という指標だけでどこまで説明しきれるか、ということである。より具体的には兼業農家の著しい増大という現象である。

戦前期においても、農家の兼業はかなり広範にみられた。しかしながら、時期や地方によってかなりの違いはあるにしても、それらは一般に「農家副業」といわれたように、あくまで家計の中心である農業を補うものとして位置づけられていた⁽⁵⁾。ところが、戦後の高度経済成長期以降の兼業化の進展は、いうまでもなく第2種兼業農家の増大こそ最大の特徴であった。そこでは家計に占める農業と兼業の位置は完全に逆転した。いわば農業の「副業化」が進んだのである。もちろん、他方の極では少数ながら大規模な経営が——稲作に限らず畜産部門などでも——出現しており、経営規模階層間の移動や分解がなくなったわけではない。しかし、農民層全体の変動ないし変質といえぱやはり兼業化によって特徴づけられる、といわざるをえないであろう⁽⁶⁾。

ところで、先に多少ふれた発展途上国、たとえば多くの東南アジア諸国の農民層の場合にも自家農業だけで家計を維持しているものは比較的少数であり、なんらかの兼業ないし副業に従事しているものが非常に多い。それが戦前のわが国の農家副業に相当するか、いわゆる家族多就業形態の範疇か、今日的な意味での兼業か、簡単には規定できない。

また、国による違いはあるが、近年では経済成長につれて農業部門ないし農村から非農業部門ないし都市への労働力移動も加速されているようである。そこには、戦後日本の農民階層の動向と部分的には似た現象もみられる。ただ、いずれにしてもそれら農民層の動向は先に述べた2つの農民層分解論だけでは到底説明しきれないように思われる。

農業経営、兼業（労働市場その他）、家計（生活条件や経済・社会環境の変化などを含む）などを総合的に検討することが必要であろう。

理論的にはむしろ曖昧さを増すかもしれないにもかかわらず、あえて「農民層分解」ではなく、「農民階層の変動」というタイトルを用いたゆえんである。

昭和20年代の終りから30年代にかけて米の生産力(反収)が大幅に上昇したのに対して、米の1人当たり消費量は34年をピークとして減少過程に転じたのである⁽⁷⁾。それが後の米の過剰、生産調整=転作問題の出発点となった。

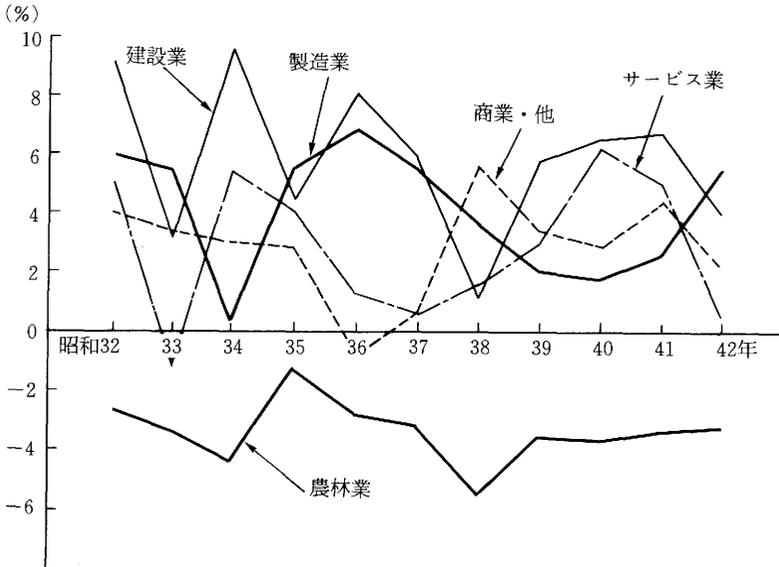
第2は、労働力の移動である。戦前の農村(農業部門)は過剰人口のプールといわれたように、ほとんど常に潜在的な過剰人口を抱えていた。したがって、農業部門から非農業部門への労働力の移動や、逆に不況時などの還流はごく一般的な現象であった。もちろん、歴史的にみると若年女子の紡績や製糸業部門への流出・還流、次三男の流出など、それぞれの時期にある程度特有のパターンが存在した。それは、ごくおおまかな意味では日本における資本主義の発達、すなわち非農業部門での資本蓄積とそれが作り出す雇用機会=労働力需要の増大に対応するものであった。

こうしたパターンは発展途上国にも、ある程度当てはまるであろう。すなわち、非農業部門における雇用の拡大が徐々に農村から労働力を吸収していくのである。日本の場合には明治期から昭和戦前期にかけて、長期的傾向としてはほぼ農村の自然増加人口に相当する部分が社会移動を通じて都市(非農業部門)に吸収されたといわれている。その結果、農家数や農業就業者数は比較的コンスタントに推移した。そこには日本の家制度や長子相続の慣習なども影響しているであろうが、いずれにせよ非農業部門の追加労働力需要、とりわけ不熟練・低賃金労働力の多くは農村から供給されたが、それは農業構造や農村の社会構造を急激に変化させるほどドラスティックなものではなかった⁽⁸⁾。

しかしながら、高度経済成長期以降の労働力移動はそれ以前とは違う構造変化を伴うものであった。

第1図は、第1次高度経済成長期の産業別就業者の変化率を示したものである。昭和33年のサービス業、36年の商業がごくわずかに減少しているのを別にすれば、非農林業部門は一貫して膨張を続け、製造業や建設業などの第二次産業部門ではときに8~10%の高い伸び率を示している。これに対して、農林業部門はこの間つねに3%程度の減少が続き、非農林業部門への一方的

第1図 産業別就業者対前年増減率の推移



(注) 商業・他は、卸売・小売業、金融・保険・不動産業。

(出所) 総理府『労働力調査』各年による。

かつ急速な労働力の流出が続いたことを示している。後に改めてふれるように、これは産業構造、就業構造そのものの変化に対応する動きであった。

農業に生じた第3の変化は機械化の始まりである。農薬の普及はすでに昭和20年代の後半から始まっていたが、30年代に入ると耕耘機の普及が始まり、短期間のうちに明治期以来の牛馬耕にとってかわることになった。以後、一連の機械化と農薬、化学肥料の使用による労働節約的作業体系への転換が進んだことは周知のとおりである。

3. 農業基本法の意図したもの

もはや戦後の復興過程は終わったという認識と、このような変化の兆しをうけて、昭和36年に農業基本法が制定された。基本法は、いわば日本農業の将来像を設計したものであるが、そこでは農民階層の将来像がどのように描かれていたであろうか。その意図したものは「自立経営農家」の育成に他ならなかった。

自立経営農家とは、基本法自体の定義によれば「正常な構成の家族のうちの農業従事者が正常な能率を發揮しながらほぼ完全に就業することができる規模の家族経営で、当該農業従事者が他産業従事者と均衡する生活を営むことができるような所得を確保することが可能なもの」である⁽⁹⁾。前述のとおり、農地改革は地主の所有地＝小作地を自作地に転換するという意味ではほぼ目的を達成したが、農家の平均的な経営規模は依然として零細であるという限界を有していた。昭和30年代に入って、非農林業部門における急速な雇用の拡大が賃金上昇を引き起こし、その結果都市勤労者世帯と農家の所得格差が拡大することになった。すなわち昭和20年代にはそれほど目立たなかった小・零細規模経営の矛盾が一挙に顕在化してきたのである。そこで農業基本法はまず農業従事者と他産業従事者の所得の均衡をうたったわけである。すなわち、家族農業従事者の完全就業により経済的にも他産業と均衡しうる自作農家の創出という意味では、前述した自作農体制の実質的な総仕上げを意図したともいえるであろう。ただし、そのためには農家の経営規模の拡大と生産性の向上が大きな前提になることはいうまでもない⁽¹⁰⁾。

さらにいえば、自立経営農家の育成＝規模拡大のためには、他方に他産業への移行による離農者の増大と農地の流動化を想定しなければならない⁽¹¹⁾。つまり農業基本法が意図したものは、農業構造の変革と同時に農民階層の再編成でもあった。当時、基本法農政は零細農家の淘汰を進めようとするものだという「貧農切り捨て」論が野党などの一部で主張されたのはその点にか

かわっていた。

基本法が描いた筋道は、非農業部門で相応の所得の保障される安定的な雇用機会が増大するならば、零細な農家は離農してそちらに移行していき、その耕作していた農地は上層農家に集積されていくというものであった。結果的にみると、非農業部門での雇用はむしろ予想以上のテンポで拡大していったが、農民階層の動向は基本法の描いた筋道のように進まなかった。さきにふれたように、兼業化という大きなうねりが農民階層の動向を基本的に規定していったのである。その点の見通しについては「貧農切り捨て」論の立場も大同小異であった⁽¹²⁾。

第2節 労働力不足型経済への移行と農業労働力の流出

1. 労働力不足型経済への移行

明治期以来、日本経済は戦時期などの特別な時期を別にして、一般に労働力過剰型経済といわれてきた。何をもって労働力過剰型というかであるが、基本的には追加労働力の供給が容易に行われ、かつ相対的に低コストであること、したがって一時的な労働力需要の増大はただちには賃金上昇に結びつかない。また、機械化などによる労働力代替へのインセンティブも働きにくく、労働集約的で低賃金依存型の産業の比重が高い、などの特徴をあげることができよう⁽¹³⁾。

日本の場合、主として農業がそうした労働力供給のプールとしての役割を果たしてきたといってよい。したがって、農業自体はもちろん労働集約的であり、機械化のインセンティブも弱かった。

ところが、高度経済成長の進展に伴って日本経済は大きな構造転換を遂げることになった。先の第1図に示したように、まず製造業部門での設備投資と雇用の拡大、引き続いて東京オリンピックなどに関連する建設業などでの

雇用拡大、それらが一巡したかにみえた昭和40年代初頭には商業・サービス業などの第三次産業が急速に拡大をはじめ、十数年にわたってほとんど切れ目なく雇用の拡大が続いたのである。

従来の日本の雇用慣行では、まず新規学卒者を雇用して企業内でのさまざまな訓練や経験によって必要な種類の労働者に養成していくというパターンが支配的であり、賃金も当初は低水準であるが、企業内での経験を積むにつれて上昇する、いわゆる年功序列型賃金体系が一般的であった⁽¹⁴⁾。そこで農家の子弟、とくに次三男の場合には、学校を卒業した時点で適当な雇用機会に恵まれなかった場合には、農作業を手伝いながら農家で待機して、雇用機会の到来とともに流出するという形態が広くみられた。それは農業の側からすれば潜在的な過剰労働力の包摂であるが、非農業部門にとっては前述した追加労働力の供給プールを意味した。

それはともかく、こうした雇用慣行のもとでは、当然のことながら新規学卒者の需給がまず急速に逼迫した。それは年功序列型賃金体系を底の方から押し上げる効果を果たし、全体的に賃金＝所得水準を上昇させた。所得水準の上昇は進学率の増加、高学歴化をもたらし、若年新規学卒者の供給状況は中卒者がまず払底し、高卒者の需給も急速に逼迫するという波及効果をもたらした。そこで、前述した待機中の農家の次三男が一扫されたのはもちろん、それ以外の農業就業者にも影響が及びはじめた。すなわち従来の労働市場のメカニズムの調節機能を完全に超える労働力需要が持続的に発生したのであり、それに伴って労働力の供給構造も変化せざるをえなかったのである。それが日本経済の労働力不足型経済への移行にほかならなかった。それはまさしく農業基本法が想定した非農業部門の雇用の拡大であり、農業部門からの潜在的過剰労働力の一扫に続いて、零細農家の離農が促進され、自立経営農家育成への途を開くことが期待されたのであった。

2. 農業労働力の流出

農業部門からの労働力の流出は着実に進んだ。第1表に示すように、昭和30年代の初めには第一次産業従事者は1673万人、全就業者の42%という高い比重を占めていたが、43年には579万人が減少して一挙に22.3%に低下した。

昭和30年当時の農業就業者は、前述のようになお戦前期をも上回っていたが、わずか12年の間に579万人もが減少したのであり、このようなスピードでの減少はかつてないものであった。

第1表でもうひとつ注目すべき点は、昭和31年に44.3%であった雇用労働者の比率が43年には60%を超え、他方家族従業者の比率が29.3%から17.3%に低下したことである。すなわち、農業をはじめとする自営業部門の縮小と雇用＝賃労働関係の拡大という産業・就業構造の変化が確認できる。ただ、そうした変化のなかで、自営業主はわずか54万人が減少したにとどまっている。つまり農業部門についていえば、農家労働力の急激な流出と離農＝農家

第1表 産業部門別・従業上の地位別有業者
(単位：万人、カッコ内%)

	昭和31年	昭和37年	昭和43年
第一次産業	1,673 (42.0)	1,293 (30.1)	1,094 (22.3)
第二次産業	951 (23.9)	1,331 (31.1)	1,643 (33.1)
第三次産業	1,358 (34.1)	1,654 (38.7)	2,173 (44.3)
自営業主	1,054 (26.4)	978 (22.9)	1,000 (20.3)
家族従業者	1,162 (29.3)	882 (20.7)	848 (17.3)
雇用労働者	1,770 (44.3)	2,405 (56.4)	3,053 (62.4)

(注) カッコ内は構成比。

(出所) 総理府『就業構造基本調査』各年による。

数の減少とが連動していなかったことが示されているよう。

農業就業者の減少は2つの途から進行した。ひとつは新規就農者の激減である。前述のような労働市場の構造のなかで新規学卒者の需給関係が逼迫してくると、長男を含めて農家出身学卒者の多くが他産業へ就職するようになった。農家の場合にもやはり進学率が上昇し、高学歴化がさらにそうした傾向を促進した。

新規学卒者のうち農業へ就業したものは戦前の場合、年間35～45万人に及び、戦後も昭和25年頃は43万人程度、30年頃は25万人程度であった。これらは前述のように、労働力過剰型経済を前提にしていたが、高度経済成長の進行とともに様相は一変した。たとえば、昭和37年の農家世帯員の新規学卒者は約114万人であったが、うち54万人(47.4%)が進学、22万人(19.3%)が通勤就職、26万人(22.8%)が就職転出し、農業についたものは8万人弱(7%)にすぎなかった。以後、新規学卒就農者は昭和40年5万9000人、45年3万7000人と傾向的に減少し、50年には1万人を下回るに至った。労働力不足型経済への移行に伴って、とくに新規学卒者の場合には職業選択の幅が大きく拡大したこともあって、長男であっても必ずしも家としての農家を継承しなければならないという意識はしだいに薄れていった。

第2の途は、農業既就業者の農外流出である。第2表は、農家世帯員のうち他産業へ就職した者の状況を示すものであるが、先にみた新規学卒者に続いて、農業従事者も昭和33年度の21万人から、35年の30万人、37年の29万人と流出が続いている。昭和30年代後半からは家事などについていた女子の流出もかなりの数に達している。

ただ、新規学卒者を除く農家世帯員の流出は昭和30年代の後半が最大で、40年代に入るとやや鈍化している。これは、先に述べた労働市場の構造とも関連して、一般に若年層がまず吸収され、次により上の年齢階層へと波及していくというパターンがみられたが、年齢階層が上がるほど雇用条件、移動条件とも相対的に厳しくならざるをえなかったから、移動可能な若年層がほぼ流出しつくしてしまうと、その後の流出テンポが鈍化するのとは当然で

第2表 農家世帯員の他産業への就職者数

(単位：1,000人)

就職前の就業状態	農業	農 外 自 営	家 事 その他	(以上 小計)	通 学 (新 卒)	総 数
昭和33年	212	119	?		?	542
35年	303	41	76	420	325	745
37年	293	28	101	422	480	902
38年	247	35	113	395	539	934
40年	173	27	89	289	562	851
42年	145	21	90	256	566	822
44年	169	23	94	286	514	800
45年	205	22	85	312	481	793

(注) 出稼ぎは除く。昭和33年の総計には、「家事その他」「通学」が含まれているが、それぞれの内訳は不明。

(出所) 昭和37年までは年度、『農林漁家就業動向調査』。

昭和38年以降は暦年、『農家就業動向調査』。

第3表 農家から他産業への就職流出者数と離職還流者数および還流率

(単位：1,000人,%)

	他産業への就職 (A)	離職還流 (B)	純 流 出 (A - B)	還 流 率 (B / A)
昭和35年	746	175	571	23.5
38年	934	228	706	24.4
40年	850	233	617	27.4
42年	822	211	611	25.7
44年	800	205	595	25.6
45年	793	195	598	24.6
48年	786	283	503	36.0
50年	568	228	340	40.1

(出所) 第2表に同じ。

あった⁽¹⁵⁾。

ところで、これまでもつぱら農業部門からの流出労働力をみてきたが、逆に非農業部門から離職して農業に還流する者もある。その状況をみたのが第3表であるが、これによれば昭和30年代の終り頃から40年代を通じて毎年20万人を超える還流が続いている。しかしながら、正確なデータは得られない

けれども流出するのがもっぱら青壮年層であるのに対して、還流してくるのは主として中高年齢層であったから、数字のうえではともかく、実質的には農業就業者の平均的な高齢化が進行した。

昭和30年代の後半に青壮年層の急激な流出が生じたとき、農業の担い手はじいちゃん、ばあちゃん、かあちゃんの「三ちゃん」農業になったなどといわれたが、40年代になると、さらに主婦(かあちゃん)までが働きに出るようになり、「二ちゃん」農業といわれるほどに農業就業者の高齢化が進んだ。

3. 機械化の進展による過剰労働力の創出

ところで、このように急速な農業労働力の流出と農業就業者の高齢化が進行したにもかかわらず、総農家数は昭和30年の604万戸から45年においても534万戸へと11.6%減少したにすぎなかった。すなわち、農業基本法が期待した非農林業部門の雇用の拡大とそこへの農業労働力の吸収という筋道は、むしろ予想以上のテンポで進展したが、その次の段階、つまり零細農家の離農と上層農家への農地の集積＝規模拡大というプログラムは容易に進まなかったわけである。それはなぜなのか、また大量の労働力の流出にもかかわらず多くの農家はどのようにして農業経営を継続したのであろうか。

まず農地の流動化が進まなかった理由としては、しばしば指摘されるように高度経済成長と昭和40年代の列島改造ブームなどによって地価が上昇を上げ、農地も一定の資産価値をもつに至ったことがあげられる⁽¹⁶⁾。後にみるような兼業収入の増大は、家計における農業収入の比重を低下させ、そのかぎりでは小・零細農家にとっての農地の必要性をも低下させた。すなわち、離農しても家計の面ではさしつかえない条件が形成されたが、それは逆にみれば、経済的にはあえて資産としての農地を手放す必要のないことを意味していた。そこで問題は農地の維持、すなわちどのようにして農業経営を持続するかということである。

この点については、いうまでもなく機械化の進展によるところが大きい。

第4表 主要農機具の普及状況（農家10戸当たり所有台数）

（単位：台）

	昭和30年	昭和35年	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年
耕耘機	0.0	3.0	7.4	10.3	10.5	10.1
トラクター	—	—	—	—	1.7	4.4
田植え機	—	—	—	0.1	3.6	6.6
防除機	0.0	1.0	2.2	6.7	8.0	9.4
バインダー	—	—	—	1.8	5.5	5.2
コンバイン	—	—	—	0.2	1.7	3.7
脱穀機	6.0	8.0	8.6	8.8	7.7	5.5
（うち全自動脱穀機）	—	—	—	(6.1)	(6.3)	(3.0)
粃すり機	3.0	3.0	3.0	3.6	3.9	4.4
乾燥機	—	—	3.5	5.5	6.2	6.8
オート三輪・四輪車	—	0.0	1.2	3.5	4.3	5.9

（出所）『米生産費調査』各年による。

第4表は主要農機具の普及状況を示すものであるが、昭和30年当時は脱穀機と粃すり機という刈取り以後の過程に限られていた。ところが、昭和30年代の半ば以降、まず耕耘機が普及しはじめ、防除機、乾燥機、自動車と続いていった。先にみたように、青壮年労働力が大量に流出して農業就業者の高齢化が進んだ昭和40年代になると機械化の進展はさらに加速され、田植え機、バインダー、コンバイン、さらにはトラクターへと進んでいった。こうして昭和40年代末には、耕耘、田植えから収穫、乾燥、調整（粃すり）までの機械化一貫体系がまがりなりにも実現したのである。

その結果、労働生産性が上昇して単位面積当たりの労働時間が大幅に短縮された。第5表は稲作（水稲）について10アール当たり労働時間の変化をみたものであるが、総労働時間は昭和27年の196.1時間から50年には81.5時間へと114.6時間（58.4%）も減少している⁽¹⁷⁾。

時期別にみると、昭和27年から30年代いっぱいには本田耕耘・整地や除草作業の短縮が大きく貢献しており、40年代には田植えと稲刈り・稲こき（脱穀）の労働時間短縮の影響が大きい。これらは、おおよそ農薬や農機具の普及過

第5表 水稻10アール当たり労働時間（全国・販売農家）

（単位：時間）

	総労働時間	本田耕起整地	田植え	除草	稲刈り 稲こき	男子	女子	女子比率 (%)
実労働時間								
昭和27年	196.1	28.9	27.6	35.7	59.3	108.1	87.0	44.6
35年	172.7	16.8	26.3	26.6	56.9	90.7	82.2	47.5
40年	141.2	14.4	24.4	17.4	47.9	71.3	69.7	49.4
45年	117.8	11.4	23.2	13.0	35.5	59.1	58.7	49.8
50年	81.5	9.2	12.2	8.4	21.8	44.9	36.6	44.9
減少時間・率								
昭和27～40年	-54.9	-14.5	-3.2	-18.3	-11.4	-36.8	-17.3	
40～50年	-59.7	-5.2	-12.2	-9.0	-26.1	-26.4	-33.1	
27～50年	-114.6	-19.7	-15.4	-27.3	-37.5	-61.3	-46.7	
（減少率%）	(58.4)	(68.2)	(55.8)	(76.5)	(63.2)	(56.7)	(53.7)	

（注） 総労働時間にはその他の作業を含む。

（出所） 第4表に同じ。

程と対応している。また男女別では昭和30年代に男子の労働投入が大きく減少し、つづいて40年代には女子の労働投入が減少している。この点も先にみた労働移動の状況と見合うものである。

ところで、こうした機械化の進展は、たとえば水稻部門に限ってみれば作付面積はそれほど変わっていないので、昭和27年から50年の間に58.4%の余剰労働力を創出したことになる⁽¹⁸⁾。つまり昭和20年代末に比べればおよそ4割程度の労働力で足りることになったわけである。労働時間を就業人口に置き換えるのはいささか乱暴であり、また水稻作で農業を代表させるのも無理があるが、ごく大づかみな目安として、昭和27年当時の農業就業人口を約1500万人とすると、50年にはその4割すなわち600万人程度で足りる計算であるが、実際にはそれを約100万人ほど上回っていた。

以上のように、この間農業部門からは大量の労働力が流出したが、これと並行して進展した機械化が農業内部にさらなる余剰労働力を創出し、むしろ「労働力過剰」とさえいえる状態であった。

とはいえ、それはあくまで数字のうえでの話であり、現実はきわめて多くの矛盾を含むものであった。まず、農業就業者については、たびたび述べたように若年労働力や基幹の労働力が主として流出し、他方還流者は概して中高年齢層であり、平均的に高年齢層が高い比重を占めていった。したがって、そこに過剰労働力が発生しても、それらが非農業部門の「労働力不足」とマッチする可能性はほとんどなかった。また、農業内部においてもそれらがより労働集約的な分野に投じられる可能性は少なかった。事実、水田裏作であるとか自給用の野菜栽培などはしだいに行われなくなっていったが、それは経済的採算性の問題と同時に、こうした労働力の問題が大きく影響している。

通常は労働力が過剰であれば、農業経営は労働集約的・土地集約的方向に向かい、土地を最大限に利用しながら、総収量の極大化が図られる。高度経済成長期以前の日本農業もほぼそのような特徴をもっていたといつてよい。ところが、昭和30年代以降は上述のように労働生産性の向上＝労働節約的作業体系への移行が進むとともに、小・零細経営においてはむしろ農業への労働投入をできるだけ少なくする方向が選択されていったのである。その意味では、先の「労働力過剰」はみせかけだけのものともいえよう。

なお、第5表に関してもうひとつ述べておけば、総労働時間が短縮されただけでなく、各作業のピークが比較的 average 化されてきた点が重要である。すなわち、それによって通勤兼業者などが週末や休日などの農作業でかなりカバーできるからである。

以上のように、小・零細経営においてはひとつには機械の利用により、他方では単作化などによって農業への労働投入を縮小し、限られた労働力で農業経営を継続しながら農地を維持してきたのである。

第3節 農民階層の変動

1. 経営面積規模の変動

農民階層の変動については、ひとまず古典的な意味での分解動向、すなわち経営耕地の規模別変動状況からみていこう。結論からいうと、戦前と高度経済成長期以降では、少なくとも現象的にみるかぎりかなり顕著な相違がみられる。

戦前、とくに第1次世界大戦以降の時期には、前述した中農標準化論形成の根拠となったところの現象、すなわち経営耕地面積では1～2ヘクタール層への集中傾向(それより下の階層からの上昇傾向と、それより上の階層からの下降傾向)がかなり明瞭にみてとれた⁽¹⁹⁾。ところが——戦時および終戦直後、さらに農地改革期の階層変動にはさまざまな特殊要因がはたらいているので一応除外するとして——高度経済成長の始まった昭和30年代以降についてみると、戦前とはむしろ逆な現象がみられるようになった。すなわち、1～2ヘクタール層を境にして、それより下の層の下降と最下層からの部分的な離農、それより上の層での上昇傾向と、とくに昭和40年代以降には3ヘクタール以上層の増大傾向が顕著にみられた。

すなわち、現象的にみるかぎり、中農標準化傾向から再び古典的な両極分解傾向に立ち戻ったかのごとくである。

この現象をめぐるのは、当然のことながら多くの論争がなされた。論争そのものの経緯には立ち入らないが、はじめに述べたように基本的には両極分解論か中農標準化論のいずれかの枠組みで説明しようとするものであった⁽²⁰⁾。

最も古典的な、ある意味では単純な両極分解論の場合には、そもそも規模拡大をしながら上昇していく農家の将来にいわゆる資本家的農業経営の出現を予測しうるのは、他方では下降していく農家群が完全離農して賃労働者化

するのでなく、大部分が兼業農家として滞留しているという現象をどう説明するかという点で難点があった。つまり、1～2ヘクタール層を軸にして下降していく農家群と、反対に上昇する農家の性格や将来像をどのように評価するかが、ひとつの焦点であった。

この点に関連して、いわば第3の理論として登場したのが小企業農の理論であった⁽²¹⁾。これは、上昇していく部分の最上層に着目し、たとえば5ヘクタール以上の大規模経営になると機械や設備のための資金や販売額も巨額になり、実質的に企業家としてのセンスと才覚が必要になる。その意味で、もはや単なる家族自営農業とはいえない企業的農業経営である、という主張である。

他方、下降していった農家群については、それらが農業収入よりも賃金収入に依存する第2種兼業農家であることに着目して、土地もち労働者と規定したのである。

上層の企業的農業経営は、雇用労働力こそあまり用いないがかなり巨額の資金(資本)を用いるという点では半ば資本家的であり、下層の兼業農家は多少の土地(資産)をもつとはいえ、事実上は賃金労働者に他ならない、という論理の大枠は両極分解論のバリエーションともいえるが、より現実的な説得力をもっていたことは確かである。そこでのひとつの問題は、1～2ヘクタール層を軸として農家を上下に振り分けていく要因(起動力)は何かということである。この点は、基本的には経営規模階層間の生産力格差(上層の生産力的優位)に求められていたといつてよいであろう。

ところで、中農標準化論による説明はどのようなものであったろうか。そこでのいわばキーワードは分解基軸の上昇である。はじめに述べたように、中農標準化論の基本的な枠組みは、中農＝家族経営においては、家族労働力を完全に燃焼できるだけの十分な経営規模を有するものが相対的優位に立つ、というものであった。先に引用した農業基本法の自立経営農家の定義もそれとかなり近い。ところが、機械化の著しい進展によって、そうした中農としてのいわば適正規模は戦前の2ヘクタール程度から3ヘクタールないしはさ

らに上層へと著しく拡大した。その結果、分解基軸ないし移動の焦点も3ヘクタールないしそれ以上へと移行したのであり、上昇している農家も実は、そうした適正規模を目指して移動しているにすぎない、というものであった。ここでの問題は、そうした意味での適正規模がどの程度のものなのか、ということである。

その点に関連して、いわゆる自立経営農家の動向をみてみよう。第2図は、明石光一郎が計算・作図したものであるが、これによれば稲作農家が自立経営を行うために必要な規模は、昭和40年頃には2.5ヘクタール程度であったが、45年以降は4～4.5ヘクタール程度に拡大している⁽²²⁾。この時期に一貫機械化体系が成立したことは先に述べたが、これに伴って必要規模も大幅に拡大したのである。ところが現実の平均規模は1ヘクタール程度で完全に横這いを続けており、その結果自立経営稲作農家の比率は昭和40年頃の12～14%から46年には一挙に2%にまで低下したのである。

すなわち、稲作主体の経営を考えると中農標準化論が想定する標準的中農に到達しうる農家はごく限られたものにすぎなかったのである。

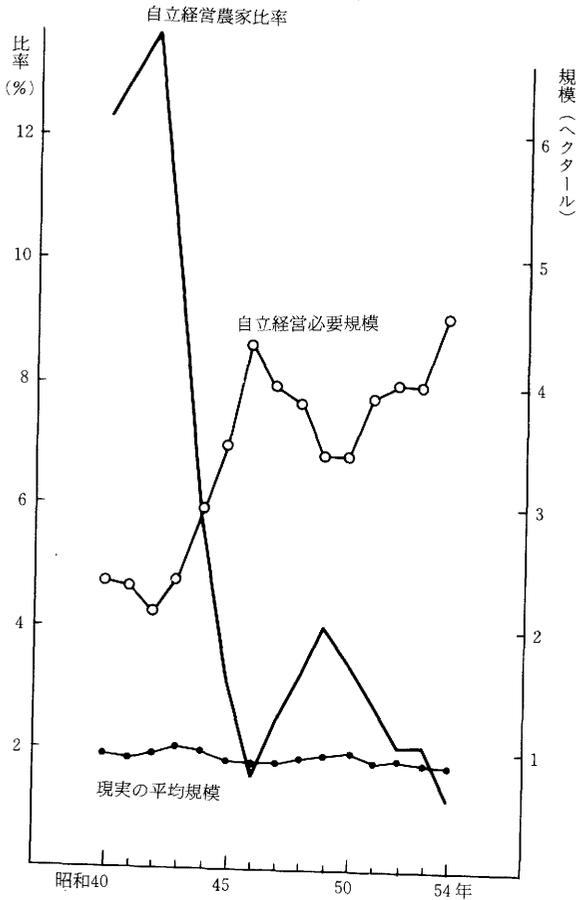
中農標準化論の場合には、先の小企業農論がいう企業的経営をもおおむね中農の範疇で捉えており、小企業農論はそうした中農上層の動きのなかに新しい可能性を見いだしたといえるであろう。ただ、いずれにしてもそれに該当する農家が非常に少ないという限界があった。

機械化などにより労働生産性は著しく向上したが、それを実現するだけの経営面積が確保されなかったわけである。すなわちたびたびふれてきた土地問題の制約が大きかったのである。ちなみに、稲作以外の経営体を含めた全体でみると、自立経営農家の比率は昭和40年が9.1%、45年には6.6%に下がるが50年には9.2%まで回復している。すなわち、比較的土地の制約を受けない酪農、養豚、養鶏などの部門では相対的に自立経営農家が増加したのである。

農地がなかなか流動化しなかった理由についてはすでに述べたように、下降した農家が完全には離農せず、農地を保持しつづけたことが大きな理由で

ある。いずれの農民層分解論もその点に大きな見込み違いがあった。すなわち、従来の農民層分解論は一般に優勝劣敗の論理であった。小企業農論の場合には生産力の優位に立つ上層農が劣位の下層農を淘汰することによって再編成が進行するし⁽²³⁾、中農標準化論であれば標準的中農ないし適正規模に達

第2図 自立経営農家比率と規模の関係 (稲作・全国)



(出所) 農林水産省『農業白書附属統計表』、『米生産費調査』により明石光一郎作成。

しえないものは経済的困難によってやはり脱落することにならざるをえない。ところが、それらはあくまで農業生産ないし農業経営という枠内での論理である。

前述した家計という視点からすれば、経済的な優位・劣位は兼業収入を含む農家の総所得で決まることになる。労働力不足型経済への移行に伴って、非農業部門での賃金水準が大幅に上昇した結果、小・零細農家の兼業(賃労働)収入はかつてのような「家計補充的」なものではなくなり、農業収入の方が逆にプラスアルファに転化した。そこで小・零細農家の方が総所得では中規模農家を上回るという現象が生じたのである。つまり、兼業収入という大きな変動要因が加わったため、農家の経営規模別階層序列と農家の総所得の序列とは必ずしもパラレルな対応関係をもたなくなったのである。したがって、下層=貧困という古典的イメージも当てはまらなくなった。もちろん、小・零細農家のすべてがそうであるわけではないが、やや極端に言えば農外収入が安定している場合には、その保有する農地の生産力的・経営的優劣はその農家が農地を手放す(貸出しも含めて)か否かの決定的要因ではなくなったのである。したがって、これに該当する第2種兼業農家の占有する農地面積が大きければ大きいほど、固有の農民層分解論が有効性をもつ領域は限定されざるをえないわけである。そこで、次にそうした兼業化の実態を検討してみよう。

2. 兼業化の進展

第6表は、昭和30年以降の専業農家、兼業農家(第1種、第2種)の比率の推移をみたものである。高度経済成長が本格的になった昭和35年の時点でみると、専業、第1種兼業、第2種兼業がほぼ3分の1ずつ(各200万戸程度)で並んでいる状態であった。

ところが、その後の10年間で急速に兼業化が進んだ。すなわち専業農家の比率は昭和35年の34.3%から45年には一挙に15.6%まで減少した。この時点

第6表 専業・兼業別農家構成比率の推移（全国）
（単位：1,000戸，%）

	総農家数		専業農家 比率	兼業農家 比率	兼業農家比率	
					第1種 兼業農家 比率	第2種 兼業農家 比率
昭和30年	6,043	100.0	34.8	65.2	37.6	27.5
35年	6,057	100.0	34.3	65.7	33.6	32.1
40年	5,665	100.0	21.5	78.5	36.7	41.8
45年	5,402	100.0	15.6	84.4	33.6	50.8
50年	4,953	100.0	12.4	87.6	25.4	62.1
55年	4,661	100.0	13.4	86.6	21.5	65.1
60年	4,376	100.0	14.3	85.7	17.7	68.0

（出所）『農業センサス』各年。

で第2種兼業はすでに50%を超えているが、第1種兼業の比率はほとんど変わらない。つまりこの時期には専業→第1種兼業への動きにひとつの特徴があったといえよう。

これに対して機械化一貫体系が成立した昭和40年代後半からは、総農家数の減少テンポがしだいに早まるなかで第1種兼業→第2種兼業への動きが特徴的になる。このような時期別の特徴はあるけれども、共通しているのは第2種兼業農家の持続的かつ顕著な増大傾向である。昭和35年以降、総農家数は一貫して減少するにもかかわらず第2種兼業は35年の194万戸から40年237万戸、45年274万戸、50年308万戸へと絶対的な増大を続けたのである。いわば農家全体の総兼業化とでもいうべき事態が進行したのである。第7表は、北海道を除く都府県について経営階層別に第2種兼業農家比率の推移をみたものである。昭和40年の時点では第2種兼業農家比率が50%を超えるのは50アール未満層であり、この頃までは第2種兼業農家はおおむね1ヘクタール以下、すなわち平均規模以下の農家に限られていたといつてよいであろう。逆にみれば、平均規模以上の農家はなお専業ないし第1種兼業にとどまっていたのである。しかしながら、機械化の進む昭和40年代以降は第2種兼業化

第7表 経営農地面積階層別第2種兼業農家比率の推移（都府県）

（％）

	昭和30年	昭和40年	昭和50年	昭和55年
総 数	27.5	42.3	63.1	66.2
30アール未満	73.9	85.3	89.4	87.7
30～50アール	39.7	69.7	85.1	85.0
50アール～1ヘクタール	11.6	33.4	66.3	70.6
1～1.5ヘクタール	2.2	7.8	35.9	45.7
1.5～2ヘクタール	0.8	2.7	18.0	27.6
2～2.5ヘクタール	0.6	1.6	9.2	15.5
2.5～3ヘクタール	0.4	1.3	5.7	9.3
3～5ヘクタール	0.4	} 1.8	4.2	5.5
5ヘクタール以上	1.0		4.9	4.0
例 外 規 定	81.5	52.1	40.7	35.6

（出所）第6表に同じ。

の動きがより上層へと押し上げられていく。すなわち、昭和50年には50アール～1ヘクタール層の3分の2が第2種兼業となり、1.5～2ヘクタール層でも2割弱が第2種兼業になっている。この頃には、平均規模以下層では高齢者専業などを別にするとはほぼ兼業化が一巡しており、それ以降の全体としての第2種兼業農家率の高まりは、より上層への波及過程を反映したものとなる。

こうした農業全体の総兼業化ともいべき事態を労働投入の面からみると、第8表のごとくである。これは農家（全国平均）の労働配分状況を示すものであるが、昭和35年には64％が自家農業に投じられていたが、45年に50％を下回り、50年には自家農業と恒常的賃労働・職員勤務がほぼ同じ割合になっている。つまり、農家世帯員の労働投入からみても昭和45年以降は兼業の方が農業を上回っているのである。

もっとも、日本の兼業農家の定義は周知のとおり世帯を単位として行われるため、かなり高額な農業収入がある場合でも世帯員の誰かが農外でより高額の収入を得ていれば、農業収入はごくマイナーな零細農家と同じ第2種兼業農家に分類されるという矛盾がある。

第8表 農家労働力の就業配分の変化(全国1戸当たり平均)
(単位:時間, かつこ内%)

	昭和35年度	昭和40年度	昭和45年度	昭和50年度
総労働時間	5,917(100.0)	5,384(100.0)	5,402(100.0)	5,118(100.0)
自家農業	3,813(64.4)	2,870(53.3)	2,556(47.3)	2,175(42.5)
自営兼業	343(5.8)	315(5.9)	241(4.5)	203(4.1)
臨時的賃労働	479(8.1)	521(9.7)	667(12.3)	515(10.1)
恒常的賃労働	649(11.0)	796(14.8)	925(17.1)	1,052(20.6)
職員勤務	546(9.2)	687(12.8)	836(15.5)	998(19.5)
就業者数(人)	2.87	2.70	2.66	2.55
1人当たり総労働時間	2,062	1,994	2,031	2,007

(注) 自家農業には、ゆい、手伝いなどを含む。また、総労働時間にはその他を含む。

(出所) 農林水産省『農家経済調査』各年による。

第9表 世帯員の兼業別農家数(昭和45~50年)
(単位:1,000戸, かつこ内%)

	第1種兼業					第2種兼業				
	計	世帯主 とあと つぎ	世帯主 のみ	あとつ ぎのみ	その他 世帯 員	計	世帯主 とあと つぎ	世帯主 のみ	あとつ ぎのみ	その他 世帯 員
昭和45年	1,801 (100.0)	244 (13.5)	760 (42.3)	515 (28.6)	282 (15.6)	2,709 (100.0)	656 (24.2)	1,630 (60.2)	341 (12.6)	80 (3.0)
昭和48年	1,303 (100.0)	160 (12.3)	519 (39.9)	400 (30.7)	222 (17.1)	3,122 (100.0)	766 (24.5)	1,704 (54.6)	540 (17.3)	112 (3.6)
昭和50年	1,248 (100.0)	206 (16.5)	516 (41.5)	342 (27.4)	182 (14.6)	3,050 (100.0)	823 (27.0)	1,801 (59.1)	347 (11.4)	77 (2.5)

(注) 1) 世帯主とはその家の経済的責任者。あとつぎとは、16歳以上の男子で、その家を継ぐ予定者。未定の場合、世帯主の満16歳以上の息子のうちの最年長者(他出を除く)をあとつぎとみなす。

2) 1,000戸未満は四捨五入してある。

(出所) 農林水産省『農林業センサス』、『農業調査』各年による。

そこで、世帯としての兼業の状況をもう少し詳しく検討してみる必要であろう。

第9表は、昭和45~50年の状況であるが、世帯のなかで誰が兼業に従事しているかをみたものである。たとえば昭和50年の場合(45年から構成比はあまり変化していない)、第1種兼業農家約125万世帯のうち世帯主とあとつぎ以外

の者が兼業に従事しているのは18万世帯(14.6%)程度、第2種兼業農家の場合には305万世帯のうちの8万弱(2.5%)にすぎない。つまり、世帯主やあとつぎ以外の世帯員がたまたま他の職業に従事して高い収入を得ているという農家はごく少ないのである。他方、世帯主が兼業に従事しているケースは、第1種兼業で58%、第2種兼業では86%に及んでいる。すなわち、世帯を単位としてみても、個々の構成員についてみても、いずれも著しく兼業化が進展しているのである。

第10表は、家としてみた場合の兼業の種類がどのように変化したかを示すものであるが、昭和30年頃は兼業農家65%のうち雇われ兼業が39%、自営兼業が26%の割合であり、いわゆる恒常的勤務は約26%で、自営兼業と同じ比率であった。しかし、高度経済成長期を経た昭和45年には、兼業農家84%のうち、70%までが雇われ兼業となり、うち41%は恒常的な勤務に従事している。他方、自営兼業の方は14.5%に低下している。ただ、ここで注目されるのは雇われ兼業のなかで日雇が23.5%、季節出稼ぎが5.0%と著しく増加していることである。先にみたように、昭和30年代後半から農家労働力が急速に

第10表 家としての兼業種類別兼業農家の総農家数に対する比率(全国)
(%)

	昭和30年			昭和45年			昭和50年		
	1 兼	2 兼	計	1 兼	2 兼	計	1 兼	2 兼	計
総 数	37.6	27.5	65.1	33.5	50.7	84.2	21.5	65.1	86.6
雇われ兼業 計	23.5	15.5	39.0	30.0	39.7	69.7	19.3	54.0	73.3
{ 職員勤務	6.9	6.4	13.3	} 13.5	} 27.7	} 41.2	} 11.2	} 43.4	} 54.6
{ 恒常的賃労働	6.4	6.0	12.4						
{ 季節出稼ぎ	1.4	0.4	1.8	2.8	2.2	5.0	0.7	1.1	1.8
{ 日 雇 い	8.8	2.7	11.5	13.7	9.8	23.5	7.4	9.5	16.9
自 営 兼 業	14.1	12.0	26.1	3.5	11.0	14.5	2.2	11.1	13.3

(注) 1) 職員勤務と恒常的勤務を合せて恒常的勤務という。

2) 1戸の農家で複数種類の兼業に従事している場合は、そのうち主なもので分類されている。

(出所) 農林水産省『農業センサス累年統計書』各年。

農外に流出したが、40年代に入ると農業部門への還流者も増加した。その多くは中高年齢層であり、他方における機械化の進行とあいまってそこに「過剰労働力」が発生した。しかしこのような「過剰労働力」はいわゆる恒常的勤務型の需要とは概してマッチせず、また地方によってはそうした雇用機会そのものに恵まれず、機械の費用や都市化する生活スタイルを支える家計費を賄うためにはあえて日雇や季節出稼ぎなどに向かわざるをえなかったのである。

兼業化を推進した最大の要因は非農業部門における雇用の急増と労働力不足型経済への移行に他ならないし、農業の内部では機械化の進展がこれを支えた。しかし同じ要因が、耐久消費財や自動車の普及など農家の生活スタイルを変え、家計費の膨張をもたらすとともに、機械・機具費の負担増加が中高年齢層をも賃労働へと追い立てることもなったのである。ちなみに、農家の在宅就職者（通勤兼業など）産業別就業状況をみると第11表のようになっている。男子の場合、建設業、製造業という第二次産業の比重が高く、とくに世帯主の場合にはそれが際立っている。とりわけ昭和40年代後半からは建設業の比重が高まっていることが注目される。前述のように、農業就業者の年齢構成が高齢化するにつれて、高齢世帯主の兼業の場がしだいに農村の土木、建設業などに限られてきたことの反映であろう。もっとも、このような雇用機会や雇用条件は地方による差異が非常に大きい。そこで最後に地域別に農業構造の変化と兼業化の特徴をみておくことにしよう。

3. 地域別農業構造の変化と兼業化

第3図は、地域別に農家戸数の減少率を示したものである。第1の特徴は、北海道の減少率が際立って高いこと、これにつづくのが南九州であり、列島の南北両端で農家の減少が進んでいる。その次が南関東であり、減少率が特に高いのはこの3地域である。

第2に、反対に減少率が低いのは東北、東山と北関東の3地域である。第

第11表 農家在宅就職者の産業別構成（全国）

（%）

	農林漁鉱	建設	製造	卸・小売	農協・公務	その他のサービス業	その他の第三次産業
男子世帯主							
昭和38年	10.6	23.2	32.1	6.5	8.8	6.8	9.4
45年	6.5	28.7	37.7	6.6	5.9	6.1	8.1
50年	6.8	47.0	18.8	6.1	6.1	9.2	6.3
男子あとつぎ							
昭和38年	5.3	15.1	36.7	11.5	10.3	7.5	12.6
45年	3.0	12.7	38.7	14.2	12.9	8.0	10.6
50年	2.0	20.8	27.4	15.5	14.1	9.5	11.1
女子新卒以外							
昭和38年	3.4	7.5	44.7	17.7	6.6	15.4	4.3
45年	1.6	4.9	58.5	12.7	5.6	13.3	3.3
50年	3.2	10.9	44.1	14.9	4.6	19.3	2.8

（出所） 『農家就業動向調査』各年。

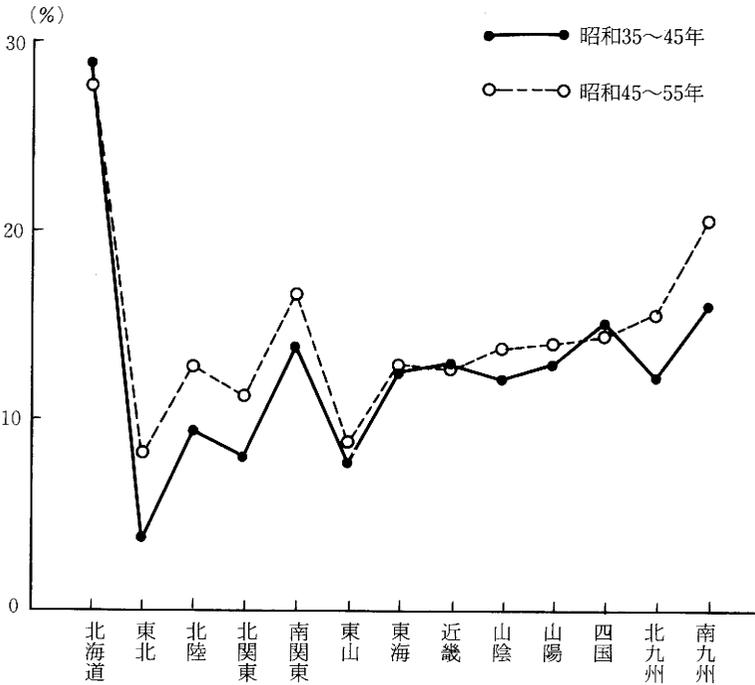
3に、その他の地域は北陸や北九州などに多少の違いがあるけれども、おおまかにみればほとんど同じような減少パターンを示している。

次の第4図は、同じ時期の耕地面積の減少率をやはり地域別に比較したものである。

ここでも、まず第1に目立つ特徴は、北海道で耕地面積が一貫して増大していることである。東北は、昭和35～45年にはわずかながら増加するが、45～55年にはわずかとはいえ減少に転じている。

昭和35～45年の減少傾向と45～55年のそれは、パラレルな部分もあるが、かなり違った動きもみられる。たとえば、最初の10年目は減少率が低かった北九州、北関東、山陰、山陽、四国などでも後半になると減少傾向が強まり、とくに中国、四国、九州の西南地方で変化が著しい。また全時期をつうじて、減少傾向がゆるやかなのは東北、北陸、北関東であり、反対に一貫して減少速度が速いのは、南関東、東山、東海、近畿の4地域である。南九州は前半も比較的減少率が高いが、後半はさらに加速されている。

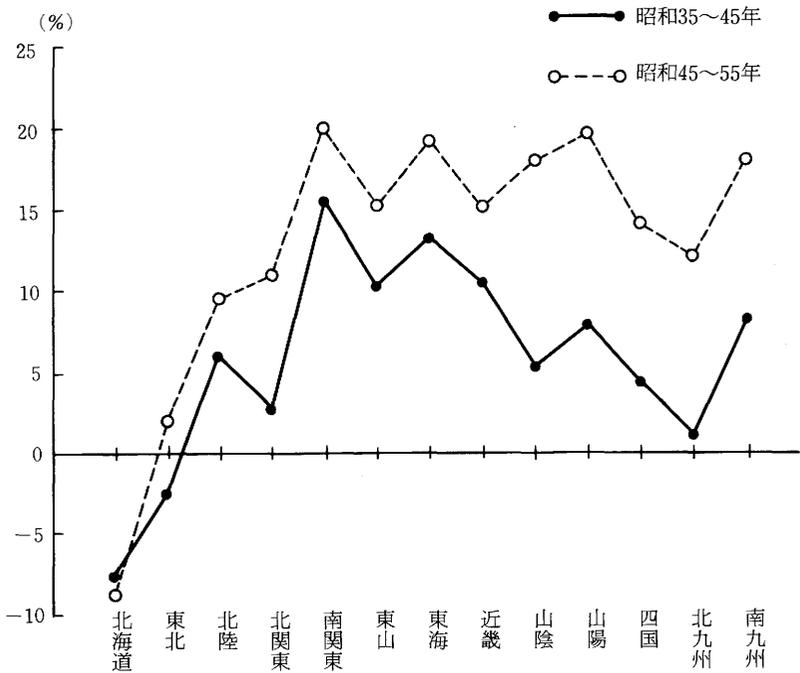
第3図 農家戸数の減少率（昭和35～55年）



(出所) 『農業センサス』より作成。

第5図は、第2種兼業農家の変化を示したものである。北海道と北陸を別にすると、他の地域はほぼ同じようなパターンで昭和35年→45年→55年と第2種兼業農家率を高めてきている。とくに昭和45～55年の増加傾向は各地域ともほとんどパラレルといってよいであろう。ただし、ここでもいくつかの特徴をあげるならば、まず第1に北海道である。ここでは全国的に第2種兼業率が大幅に上昇した昭和35～45年に、逆に37%程度から25%程度に低下し、55年もほぼ同じ比率である⁽²⁴⁾。第2に、兼業化の展開が早く、かつ第2種兼業率も高いのは近畿、東海を中心に山陰、山陽、四国、東山などであり、北陸は昭和35年以降の展開が速く、55年には全国的にも第2種兼業率の最も高

第4図 耕地面積の減少率（昭和35～55年）



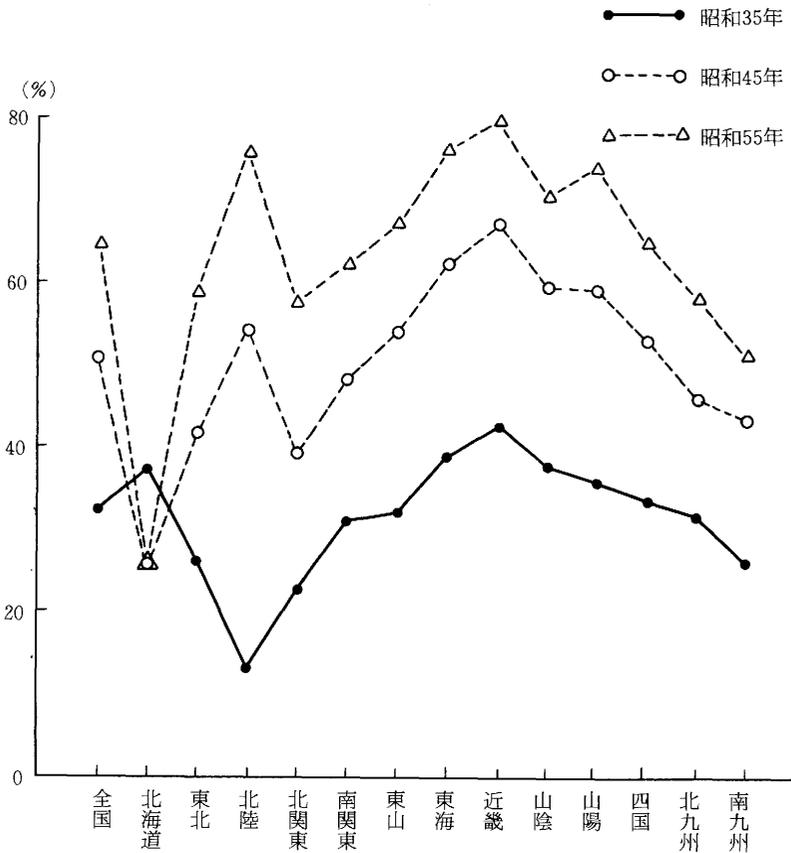
(出所) 第3図に同じ。

い部分に属している⁽²⁵⁾。

第3に、これらに対して相対的に兼業化のテンポがゆるやかであったのは東北、北関東、南関東と九州である。つまりおおまかに把握すれば、近畿・東海という日本列島のほぼ中央をピークにしてそこから両端へ向けてしだいに下降していくという構図である。とはいえ、昭和55年になると北海道を別にして、他の地域はおしなべて第2種兼業が増加し、地域間の差異は相対的に縮小した。

ところで、以上第3～5図にみられた動向は、それぞれの地域のどのような事情と対応しているのだろうか。

第5図 地域別第2種兼業農家比率の変化(昭和35~55年)



(出所) 第3図に同じ。

まず、北海道であるが、ここでは先にみたように農家戸数の減少が大きい反面で農地面積は増大したから、1戸当たりの平均耕地面積は昭和35年の3.5ヘクタールから55年には8ヘクタール程度にまで拡大した。しかも第2種兼業比率は全国で最も低いから、そうした数字でみるかぎり農業基本法の想定した路線を歩んだかのごとくである。しかし、これをもって北海道農業の成

功とは簡単にはいえないであろう。まず、北海道の場合、耕地の条件が大きく異なり、畑地とりわけ牧草地が非常に高い比重を占めているということを差し引かねばならない⁽²⁶⁾。また、農村部での雇用機会が少ないため〈専業→第1種兼業→第2種兼業→離農〉というプロセスを順にたどるのでなく、専業として規模拡大を進めるか、それとも離農するかという二者択一的な選択を迫られることも少なくなかった。規模拡大の道を選べば、そのための相応の資金が必要であり、拡大後の経営が順調にいかない場合には資金の回収が不可能となり、結局離農することになる。そうした意味ではむしろ最も厳しい状況のもとにおかれてきたとさえいえるであろう。

北海道について農家の減少率が高いのは列島南端の南九州である。ただし、ここでは耕地の減少率もかなり高く、とくに昭和45年以降の減少が顕著である。第2種兼業率は先にみたように全国的には低い方である。南九州の場合、農業経営の条件は相対的に不利な地域であり、同時に雇用機会にも恵まれない地域である。したがって、高度経済成長期以降は若年齢層を中心に離村流出が増大し、農村地域の高齢化が相対的に早く進行したものと思われる。その結果、とくに昭和45年以降は過疎化や高齢化による離農や耕作放棄が増大し、農家や耕地の減少が進んだ。

南関東や東海、近畿などでも農家の減少と耕地の減少が並行して進んでいるが、これらの地域での耕地面積の減少はいうまでもなく宅地や工場用地などへの転用によるものである。農家の減少もそうした転用に伴うものや、他産業への就業によるものが大部分であろう。いずれにせよ、これらの地域は都市化、工業化など高度経済成長の影響を最も直接的に受けた部分であり、第2種兼業率が高いのも当然といえる。

同じように農家の減少率が高く、また昭和45年以降は耕地の減少率も高い中国、四国の場合には多少条件が違っている。すなわち、これらの地域は工業化、都市化が進んだ瀬戸内沿岸部と、中国山脈沿いの山間部および、四国山脈沿いの山間部と南四国ではかなり状況が異なる。これらの地域はもともと平均経営面積が小さく、兼業農家率が高かったが、高度経済成長の進展につ

れて前者の部分ではいわば東海・近畿型の変化が生じたのに対して、山間部などでは逆に過疎化や高齢化など南九州型の変化が進行した。つまり、ここでは高度経済成長の直接的影響といわばその陰の部分としての過疎化などが併存したのである⁽²⁷⁾。

こうしたなかで、相対的に農業地帯としての性格を強くとどめてきたのは、東北および北関東である。しかし、第5図にみられたように昭和55年にはこれらの地域でも第2種兼業農家率が60%に近づき、前述した上層農家への兼業化の波及過程を反映していると思われるのである。

以上のように、北海道を別としてほとんど全国的に兼業化が進み、とりわけ第2種兼業農家の増大が顕著である。しかし地域的にはいろいろな差異があり、とくに労働力不足型経済への移行に伴う雇用機会の増加によって安定的兼業に就業した部分に対して、生活スタイルの変化、農機具費などの負担増加などによって日雇や出稼ぎなどの兼業に追われていった部分、労働力流出の反面として過疎化が進行した部分などが併存することを見落としてはならないであろう。

第4節 むすび——農民階層変動の今日的特質——

以上、主として高度経済成長と労働力不足型経済への移行に伴う農民階層の変動を、昭和55年頃までの時期を対象として検討してきたが、そこでのさまざまな問題をどのように評価したらよいであろうか。

まず、この時期の最も特徴的な変化はたびたび述べてきたように、著しい兼業化の進展と、対応する農業の総「副業化」とでもいうべき事態の出現である。もちろん、農業の「副業化」というのはマクロかつ経済的にみた比喻であって⁽²⁸⁾、農業それ自体は機械化の急速な展開などによって驚くほど労働生産性を向上させ、稲の単位面積当たり収量などもかつてなく増大した。

そこで第1の問題は、兼業農家とくに圧倒的に多数を占める第2種兼業農

家の評価である。先に紹介した小企業農論は、これを土地もち労働者と規定した。いくつかの限定をつけるなら、それはある意味で明快な規定である。ただ現実には、その階層のなかにまたさまざまな違いがあるということであろう。まず、農外の安定した職業に従事していて、その所得で十分に家計が維持できる者、したがってその保有する農地に関しては完全に追加収入の源泉にしかすぎないような場合には、さしあたり、資産的保有とってよいであろう⁽²⁹⁾。しかし、地域によっては小・零細規模農業では上昇した生活水準を維持できないためやむをえず兼業に従事するが、適切な雇用機会に巡り合えず日雇などに従事しているため、農業も（自給部分も含めて）家計のための不可欠な一環をなしている場合がありえよう。もちろん、第2種兼業であれば農業の方が家計補充的ということになるが、しかし欠かせない補充部分ではある。これらはいわば両極のタイプであるが、前者の場合経済的にはさしあたり土地を手放す必然性はない。とくに地価上昇などが期待される場合にはとりわけそうである。また、後者の場合にも高齢化などによって当事者が働けなくなるというような条件の変化でもなければ、土地は生活のための必要な手段として保持されることになる。いずれにしても、第2種兼業農家の土地は比較的動きにくい、ということになる。

このことは、上層農家への土地の集積が期待されたほど進まなかったことによって、すでにある程度裏づけられている。

そこで第2は、そうした上層農家の問題であるが、機械化の進展によって家族労働力だけでも可能な経営規模の上限は大幅に拡大した。しかし実際には、上述のように土地の集積が進まないという難点があり、さらに稲作農家の場合には、食糧管理制度のもとでの価格決定という条件もあって、経営規模間の生産力格差ないしコストの違いはたしかに存在したが、小・零細経営を淘汰するほど決定的なものではなかったのである⁽³⁰⁾。

すなわち農機具費の増大などにより、機械などの利用効率が低く、相対的に面積当たり労働投入量の多い小・零細規模農家の生産費は大規模経営よりたしかに高くなったが、生産費のなかで最も比重の高い労働費が自家労働で

賄われるため、自家労働報酬の低さを我慢すれば農業経営そのものは持続できたのである⁽³¹⁾。

一部のとりわけ大規模な経営を別にすれば、一般的な上層農家は機械化による潜在的な生産力効果と大規模経営のスケールメリットを十分に生かしきれないで、結局雇用兼業へと傾斜していったといえよう。

このような第2種兼業農家と上層農家とのすれちがいの現象は、農地改革の自作農主義や農業基本法の自立農家育成論に一定の修正を迫らざるをえなかった。前者については、土地の所有・耕作・経営を一体とした規模拡大の困難から、周知のとおり農地法を改正して土地所有権の移動に限らず、貸借の拡大による流動化を進める政策がとられた。

後者については、自立農家そのものが否定されたわけではないが、これとともに地域の生産組織であるとか協業組織であるとか、緩やかながらも一種の集団主義が採用された⁽³²⁾。

ところで、前述のように農家の兼業は、その形態の類似性という点からすれば広く東南アジア諸国にみられるとあってよい。また、単に兼業化だけでなく機械化や農業などの普及、農村労働力の非農業部門への流出傾向など共通した現象も少なくない。それらと直接比較するわけにはいかないが、一応そのことを念頭において、この間の日本の農民階層の変動過程を要約してしめくくりとしよう。

最初のインパクトは、高度経済成長とそれに伴う労働力需要の急増であった。これによって、まず新規学卒者をはじめとする若年労働力が急速に非農業部門へ吸収されていった。これらの多くは単身・離村流出であったが、続いて農業就業者のなかの30代ないしそれ以上の男子労働力の流出が起り、この場合は企業の地方立地や通勤圏の拡大などによる在宅就職が多く、兼業農家が急速に増加した。他方、離職して還流してくるものもあったがそれらは概して中・高齢層であったので、農業の担い手の相対的な高齢化と女性化が進んだ。

この過程とほぼ並行して農業の機械化、耐久消費財や自動車の普及、進学

率の上昇など農家の生活様式の変化が急速に進行した。それは、かつての辛苦労働を大幅に軽減して農業の労働生産性を高め、また農家の生活様式を都市のそれに近づけ、総じて生活水準を引き上げた。しかしそれは当然、農業経営費や家計費の膨張を伴うものであり、それはどのようにして可能になったのであろうか。

大きな前提として、高度経済成長と労働力不足型経済への転換による豊富な雇用機会の存在と賃金水準の上昇、一般的な生活様式の変化があった。つまり、非農業部門は農家の労働力を必要とし、農家は機械を購入し、新しい生活様式を確保するために賃労働＝雇用兼業へと向かい、両者がマッチしたところで安定した兼業収入が実現した。形式的には農業収入プラス兼業収入であるが、この時期については主として兼業収入の増加が上述した家計費などの膨張を支えた。

機械化の問題はその点でやや複雑である。それはまず、旧来の辛苦労働の軽減という動機をもつし、労働生産性の向上は規模拡大と兼業のための農業労働時間の節約という両方の目的をもちうるし、また機械の購入費用の捻出のために兼業にでるということもありうる。しかし、いずれにしてもこのような機械化農業や新しい生活スタイルが定着してくると、農家の側が逆にそれに規定されてくる。つまり膨張した農業経営費・家計費のために兼業が(日雇や出稼ぎを含めて)強制されることになる。

こうして兼業農家が一般化するが、それらと土地所有の関係はどうなるであろうか。先にもふれたように、兼業農家の土地は必ずしも流動性が高くない。その経済的理由についてはすでに述べたが、そうした理由の他にもこうした土地が農家にとっては先祖代々のものであり、あるいはかつての小作農にとっては多くの困難のすえに農地改革によってようやく取得したものであり、いずれにしても単なる経済的価値以上のものがあったのである。そのため安定的な兼業に就いた場合でも完全離農するケースは少なく、したがって土地の上層農家への集積も進みにくく、かえってより上の階層にまで兼業化が波及することになった。

こうした一種の総兼業化現象は、農村や集落における農業や生活の在り方にも大きな変化をもたらした。かつては年間の農作業の進行を軸として生活のリズムが形成され、水路や農道、集落の共有林などの共同管理がなされてきた。しかし兼業従事者の場合には生活のリズムは当然、就業先あるいは勤務先の労働条件によって規定される。つまり、農作業という共通軸は失われ、それとともに「共同体的」管理機能は空洞化していく。

つまり従来の農業生産の仕組みがなしくず的に解体しながら、それに代わる新たな生産の担い手ないし仕組みが形成されない、という状況が続いたのである。

このような状況がどのような方向へ進んでいくのか、つまりそれはひとつの過渡的現象であって、まもなく新たな担い手と仕組みが確立するのか、それともそのまま農業の衰弱・衰退を深めていくのか、それはすでに進行している農業従事者の高齢化と対応する農家の世代交替の在り方にかかわるところが大きいであろう。

本章で検討した時期以降に、農家の減少速度が加速しており、現在はすでにそうした段階にさしかかっているとも考えられる。

〔注〕 _____

- (1) 戦前のいわゆる日本資本主義論争以来、農民層の階級的性格を明らかにして社会変革の戦略的綱領のなかに位置づけることが農業問題研究の重要な課題であるという理解が広く存在した。

たとえば、大内力『日本における農民層の分解』（東京大学出版会、1969年）は次のように述べている。「農民層の分解は、ある意味では農業問題の研究の帰結をなすものである。なぜならば、資本主義的諸関係のなかに深くまきこまれながらも、それ自体としては前資本主義的な形態を容易に失わない農民層が、いかなる経済的諸条件によって規制され、いかに変質しつつあるか、その結果として、農民層はいかなる階級的性格を与えられつつあるかを明らかにすることが、農業問題の本来の研究課題だと考えられるからである」（同書、1ページ）。

- (2) そこでは、農民層分解の進行と新しい階級関係の形成・確立過程が同時に問題にされる。むしろ後者を検証する意味で農民層分解の進展度が問われたと

いってもよいであろう。いいかえれば、(旧)農民層の徹底した分解なしには資本主義(的階級関係)の確立はありえないという論理であるが、後発資本主義国などの場合にはその点でも複雑な問題を抱えることになった。

- (3) こうした後発資本主義国のさらに周辺に位置してきた途上国の農民層の問題を従来の農民層分解論はどのように位置づけてきたであろうか。おそらく、資本主義的発展が不十分で理論的枠組みのなかに入らない、として事実上対象外においてきたといってもよいであろう。しかしそこには、これらの国々もやがて資本主義化すれば同じ理論的枠組みを適用できるという、いわゆる単線的歴史観が暗黙の前提としてあったように思われる。
- (4) これらの学説史的あるいは論争史的経緯については、梶井功ほか編『農民層分解論II』(昭和後期農業問題論集4, 農山漁村文化協会, 1985年)における梶井の解題を参照。
- (5) 今日の兼業のうち、恒常的勤務に相当するものとしては、戦時期に農家から工場などに通勤したいわゆる職工農家があげられるが、徴用などの場合には農家の経営的な合理性とは無関係にそうした形態が作り出されていったのであり、現在のそれとは同一視できない。
- (6) 農民層分解論と兼業化問題はもともと別な問題であり、両者を同次元で扱うことはかえって混乱をまねく、という議論はありえよう。ただ、これだけ兼業化が進んでくると、農民層分解論の固有領域だけに固執しては現実の農民層の動向を的確に把握できないことにもなりかねないであろう。
- (7) 昭和30年に米の総生産量は史上初めて1200万トンを超え、この年の水稻収量も10アール当たり396キログラムと400キログラムの水準に近づいた。昭和31年は冷害による不作であったが、34年以降はほぼこの水準で安定し、42年頃からそれぞれ1400万トン、450キログラムの水準に達する。なお、昭和34年の1人当たり年間米消費量は135キログラムであった。
- (8) いったん農家から流出した労働力の還流については、紡績・製紙業などで若年女子が結婚年齢に達すると帰郷するという一般的なパターンはみられたが、次三男の場合には長子相続の慣習もあって帰農は概して困難であった。とくに流出先で世帯をもった場合の帰農は例外的であった。
- (9) 農業基本法の第15条を参照。
- (10) この点については、安定的な自作農家の適正経営規模はどのくらいかということが問題になる。農地改革時の自作農の上限は、周知のとおり3ヘクタール(北海道は除く)であった。しかし前述のように、この時期以降の機械化の著しい進展により、適正規模も急速に拡大することになった。
- (11) 農地改革とその後に制定された農地法においては、農地の流動化は地主の再生につながる可能性があるとして、むしろその抑制に力点が置かれていた。
- (12) 「貧農切り捨て」論の場合、零細農家をも農家として維持しようとしたの

- か、それとも移行先の雇用なり所得の保障を問題にしたのか、判然としない。
- (13) もちろん、これはごくマクロな視点からみた場合であり、あらゆる種類の追加労働力が容易に確保できるという意味ではない。高度な熟練労働力や管理労働者などは労働力過剰型経済のもとではむしろ不足するのが通例である。こうしたミスマッチは日本の経験においてもしばしばみられたし、今日の発展途上国でも同様にみられる現象である。
- (14) 年功序列型賃金体系と終身雇用とは日本型労使関係のシンボルのようになされているが、高度経済成長期以前には、それは主として大企業に限られており、中小企業の場合にはかなり早い時期に賃金上昇は頭打ちになった。ただ、労働力過剰型経済のもとでは、新規学卒者を低賃金で雇用するという点で両者は共存できたのである。
- (15) この時期の雇用がとりわけ若年齢層に集中したのは、新規学卒者をまず雇用するという従来の雇用慣行によるだけの理由ではない。昭和30年代の製造業を中心とする設備投資は大幅な技術革新を伴うものであり、雇用の重点は低賃金か否かということよりも、そうした新しい技術やシステムへの適応力の有無に置かれていたといえる。中高年齢層は、年功序列型賃金体系のもとでは相対的に上位にランクされるが、そうした適応力ではむしろ劣るという意味で、二重のハンディキャップを負っていたわけである。
- (16) もちろん、一口に資産価値といっても地方によって、また同一地方でも位置や場所によって大きな差異があることはいうまでもない。ただ、農民の意識のなかに地価の将来の上昇という要因が共通して影響しはじめたことは事実である。
- (17) 周知のとおりその後も総労働時間は減少をつづけ、平成2年には43.8時間になった。
- (18) 水稻の作付面積は昭和27年が約287万ヘクタール、その後30年代から40年代初めまでは310万ヘクタールを超えるが、米の生産調整（転作）以後減少し、50年には約272万ヘクタールであった。
- (19) この場合、経営規模の拡大（上昇）はまず小作地の借入を増やす形で行われ、次に小作地を少しずつ買いついて自作地化していくという、いわゆる自小作前進型が指摘されている。これらについては栗原百寿、綿谷糾夫などの一連の業績があるが、詳しくは、大内、前掲書参照。
- (20) これらの論争の経緯などについては、佐伯尚美「農民分解論争批判」（『経済学論集』第40巻第2号、東京大学経済学部、1974年）参照。
- (21) 伊藤喜雄、梶井功らによって展開された。それらの経緯についても、佐伯、前掲論文参照。
- (22) 逸見謙三・加藤讓編『基本法農政の経済分析』（明文書房、1985年）169ページより。昭和45年以降、いったん縮小するのは米の生産調整や米価の影響によ

るものである。

- (23) 小企業農論の場合、前述した「土地もち労働者」をすでに分解した結果であるとして除外するならば、その部分とのこうした競争関係はもともと想定されていないともいえる。しかしそうだとすると、本来の分解論の範囲が著しく狭くなることは否定できないであろう。
- (24) 前述のように、この間北海道の農家戸数は減少するから、第2種兼業農家も絶対数では減少している。
- (25) 北陸でなぜ急速に兼業化が進んだのか、細かな点はわからないが、ひとつにはこの地域が圧倒的に米単作型で占められていたことがあげられよう。
- (26) 平成3年の数字であるが、北海道は総耕地面積120.8万ヘクタールのうち、水田が24.2万ヘクタール(20%)、普通畑43.6万ヘクタール(36.1%)、牧草地52.6万ヘクタール(43.6%)、樹園地0.4万ヘクタール(0.3%)という状態である(資料は、農林水産省『耕地及び作付面積統計』)。
- (27) 見方によれば、このような併存はこれらの地域に限られないであろう。一般に地方においても、都市や工業地帯周辺と山間部の格差は大きい。
- (28) 『農家経済調査』によれば、農家(全国1戸当たり平均)の農業依存度(農業所得÷農家所得)は昭和40年には48.0%であったが、45年36.5%、55年21.1%と低減し、55年の家計費補充率は24.2%である。
- (29) もっとも、何をもって十分な所得というか、明確な定義があるわけではない。仮になんらかの基準を設定しても、それで十分と考えるかどうかは結局当事者の事情や意識によることになる。
- (30) 先に多少ふれたように、酪農などの場合にはある程度、経営規模間の格差が働いて上層へと比重がシフトしていった。
- (31) とはいえ、より採算性の悪い部分がどンドン切り捨てられていったことはすでに述べたとおりである。
- (32) もっとも、多くの場合期待されているのは旧来の集落的機能であって、その意味では地域ないし集落主義といった方が適切かもしれない。